

小田原市財産規則の一部改正について

1 改正の背景

現在、小田原市財産規則において普通財産を借り受けた者（以下「借受人」という。）に対して借受物件を転貸し、又は権利を譲渡する行為を禁止していますが、市が所有する商業施設等について、より一層の民間事業者の活用を目指し、市長の承認を受けた場合は転貸又は権利の譲渡を行うことができるようにするため改正するものです。

2 改正の内容

普通財産の借受人は、市長の承認を受けた場合は借受物件の転貸又は権利の譲渡を行うことができることとします。（第31条関係）
上記の内容は、行政財産について準用します。

3 施行日（予定）

令和4年4月1日